

## 特別児童扶養手当 所得状況届の提出をお願いします

### 特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある児童を監護している方に、世帯の経済的な安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

#### 《対象》

20歳未満で、身体または精神に重度、または中度の障害があり、一定の介助等の必要がある児童を監護、養育している方。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いませんが、支給認定には医師が作成した診断書にて審査を受ける必要があります。

#### 《対象とならない場合》

- ・児童が児童福祉施設等に入所している
- ・児童が障害を理由とする公的年金等を受給している
- ・日本国内に住んでいない
- ・支給対象者等に所得制限額以上の所得がある

#### 《申請必要書類等》

- ・申請者名義の通帳
- ・戸籍謄本（請求者、対象児童のもの）
- ・医師の診断書（所定の様式）

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの場合、省略できることもありますのでご相談ください。

- ・障害に関する手帳（児童が所持している場合）
- ・世帯全員の個人番号のわかるもの
- ・印鑑 ・本人確認書類（免許証等）

#### ■所得状況届の提出

特別児童扶養手当の受給者は、毎年「所得状況届」の手続きが必要です。書類を郵送しますので、9月11日（火）までに提出してください。

#### 《支給月額》

1級(重度)	2級(中度)
51,700円	34,430円

子育て支援課 児童福祉係 担当:大上  
☎お太助フォン 47-1283 📠42-2130

## 「ぴったりサービス」はじめました

### ぴったりサービス

ウェブサイトから、子育てに関する各種手続方法の検索、一部必要書類の事前作成、印刷ができるサービス

#### ■書類作成・印刷可能な手続き

- ・児童手当等の受給資格、児童手当額の認定請求
- ・児童手当額の改定請求、届出
- ・氏名変更、住所変更等の届出
- ・受給事由消滅の届出
- ・未支払の児童手当等の請求
- ・児童手当等に係る寄附の申出
- ・児童手当等に係る寄付変更等の申出
- ・学校給食費等の徴収等の申出
- ・学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- ・児童手当の現況届
- ・保育施設等の現況届
- ・支給認定の申請（保育施設等の利用申込）
- ・保育施設等の利用申込（支給認定の申請）
- ・妊娠の届出

#### ■サービス検索のみ可能な手続き

- ・児童扶養手当の現況届

#### ■ぴったりサービス公式サイト

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>



子育て支援課 児童福祉係 担当:實村  
☎お太助フォン 47-1283 📠42-2130

## お太助タクシーチケットを交付しています

市内指定タクシー業者で利用できるタクシーチケットを交付していますので、対象の方で希望される場合は申請してください。

#### 《対象》

- 次のいずれかの手帳所持者
- ・視覚、下肢、体幹、移動機能障害いずれかの障害等級が1～3級の身体障害者手帳
- ・A、Aの療育手帳
- ・1級の精神障害者保健福祉手帳

#### 《対象とならない場合》

- ・居住地特例で他市町の障害福祉サービスを利用している
- ・障害者通院交通費補助を利用している
- ・高齢者タクシー利用助成を利用している

《チケット代金》 500円/1枚

#### 《交付枚数》

8枚/1か月（申請月から翌年3月分をまとめて交付）

※自動車税の減免を受けている方は交付枚数が半になります。

社会福祉課 障害者福祉係 担当:金井  
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

制度に関する  
お知らせ

## 行政情報

## 児童扶養手当 現況届の提出をお願いします

### 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童が養育される家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

#### 《対象》

0歳から18歳の誕生日後、最初の3月31日までの間にある児童（児童が障害を有する場合は20歳未満）を養育している方で、被養育者が以下のいずれかにあてはまる方。

- ・父母が離婚している
- ・父または母が死亡している
- ・父または母が重度の障害の状態にある
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が1年以上拘禁されている
- ・父または母が配偶者の暴力により裁判所からの保護命令を受けている
- ・婚姻によらず生まれ、父または母からの養育を受けていない

#### 《対象とならない場合》

- ・日本国内に住んでいない
- ・児童を養育する父または母が婚姻、もしくは事実婚関係にある（頻繁な訪問や、生計が同一の場合は同居の有無に関わらず事実婚とみなします）
- ・児童が児童福祉施設などに入所している



## ひろしま北里山キング認定制度

各市町（安芸高田市、北広島町、安芸太田町、広島市安佐北区）対象の5山に登り認定手続きを行うと、「里山マスター」（20山すべて登頂で「ひろしま北里山キング」）に認定！認定証と記念品の贈呈や、認定者交流事業も開催予定です。

#### ■安芸高田市の認定対象5山

神ノ倉山、鷹ノ巣山、郡山、大土山、大狩山

#### 《申込先》

- 持込・郵送/市役所商工観光課（吉田町吉田791）
- メール/satoyamaking@city.hiroshima.lg.jp

#### 《申請必要書類等》

- ・印鑑
- ・申請者名義の通帳
- ・申請者の年金手帳
- ・請求者、支給対象児童、扶養義務者の個人番号のわかるもの
- ・本人確認書類（免許証等）
- ・本籍地が市外の方は戸籍謄本  
世帯の状況に応じて必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

#### ■所得制限

受給者本人または扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合、手当の一部、または全額が支給されません。

#### ■現況届の提出

児童扶養手当の受給者は、8月分以降の支給額を決定する為に現況届の手続きが必要です。書類を郵送しますので受給者本人が8月31日（金）までに手続きをしてください。

#### 《支給月額》

全額支給	一部支給
42,500円	10,030円～42,490円

※児童扶養手当の支払い回数は平成31年11月分から年6回に変更になります。

子育て支援課 児童福祉係 担当:實村  
☎お太助フォン 47-1283 📠42-2130

#### 《必要書類》

- ・ひろしま北里山キング認定申請書
- ・写真など登頂を証明するもの

※本市以外の認定対象の5山、認定申請書のダウンロードなどの詳細は、ホームページでご確認ください。

<https://www.satoyamaking.com/>

商工観光課 観光振興係 担当:森竹  
☎お太助フォン 47-4024 📠42-1003

